

 県章	滋賀県公報	令和 7 年（2025 年） 1 0 月 2 4 日 号 外 （ 1 ） 金 曜 日
		毎週火・金曜 2 回発行

目次（※印は、県例規集に登載するもの）
○ 条 例
※滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（DX推進課） 2
※滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例（障害福祉課） 2
※滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（耕地課） 3
※滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業庁） 3

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）
1 個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務の一部の削除等を行うこととしました。（別表第1および別表第2関係）
2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
○ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例（条例第42号）
1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。（第22条関係）
2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
○ 滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第43号）
1 負担金の徴収が完了している大中の湖地区国営土地改良事業について、負担金の徴収の対象から除くこととしました。（別表関係）
2 東近江地区国営土地改良事業について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第2項の規定に基づく国営土地改良事業に係る負担金を徴収することとし、負担金の総額は、同条第1項の規定による当該国営土地改良事業に係る負担金の額に100分の9.4を乗じて得た額とすることとしました。（別表関係）
3 この条例は、公布の日から施行することとしました。
○ 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）
1 滋賀県立総合病院の業務内容について、短期入所に関することを追加することとしました。（別表第1関係）
2 短期入所に係る使用料を設定することとしました。（別表第3関係）
3 その他
(1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。
(2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

条		例									
滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和 7 年10月24日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 滋賀県条例第41号 滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年滋賀県条例第61号）の一部を次のように改正する。 別表第 1 知事の項中第 2 号および第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、同表教育委員会の項中第 3 号および第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。 別表第 2 を次のように改める。 別表第 2 （第 2 条関係） <table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td>知事</td><td>特定個人番号利用事務</td><td>当該事務の区分に応じ、法第19条第 8 号に規定する利用特定個人情報</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td>滋賀県使用料および手数料条例第 8 条第 1 項の規定による同条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる高等学校の授業料および同項第 3 号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 3 条第 1 項に規定する就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</td></tr></table> 付 則 この条例は、公布の日から施行する。 ----- 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和 7 年10月24日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 滋賀県条例第42号 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年滋賀県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。 第22条中「第49条の 7 第 1 項」を「第33条の 2 第 1 項第 1 号」に改める。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。 -----			執行機関	事務	特定個人情報	知事	特定個人番号利用事務	当該事務の区分に応じ、法第19条第 8 号に規定する利用特定個人情報	教育委員会	滋賀県使用料および手数料条例第 8 条第 1 項の規定による同条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる高等学校の授業料および同項第 3 号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 3 条第 1 項に規定する就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
執行機関	事務	特定個人情報									
知事	特定個人番号利用事務	当該事務の区分に応じ、法第19条第 8 号に規定する利用特定個人情報									
教育委員会	滋賀県使用料および手数料条例第 8 条第 1 項の規定による同条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる高等学校の授業料および同項第 3 号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 3 条第 1 項に規定する就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの									

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月24日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第43号

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成19年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表大中の湖地区国営土地改良事業の項を削り、同表に次のように加える。

東 近 江 地 区 国 営 土 地 改 良 事 業	100 分 の 9.4
---------------------------	-------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月24日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第44号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 滋賀県立総合病院の項業務内容の欄に次の 1 号を加える。

(11) 短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第 5 条第 8 項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）に関すること。

別表第 3 使用料の表保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第 7 条の 2 に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同条に規定する新医薬品等（昭和42年 9 月30日以前の薬事法（昭和35年法律第 145 号）の規定による製造の承認（以下「旧承認」という。）に係る医薬品であつて、当該医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能および効果が同一性を有するものとして、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条または第19条の 2 の規定による製造販売の承認（旧承認を含む。）がなされたものがあるものを含む。以下「先発医薬品」という。）であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等または調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）の項の次に次のように加える。

短 期 入 所	1 日につき	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29
---------	--------	---------------------------------

		条第 3 項第 1 号に規定する 主務大臣が定 める基準によ り算定した費 用の額
--	--	--

別表第 3 使用料の表障害児通所支援の項中「障害児通所支援」の右に「（児童福祉法第 6 条の

2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）」を加え、

「		1 日につき	」
---	--	--------	---

を

「	同	」
---	---	---

に、「第21条の 5 の 3 第 2 項」を「第21条の 5 の 3 第 2 項第 1 号」に改

め、別表第 3 注 3 中「障害児通所支援」を「短期入所および障害児通所支援」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。